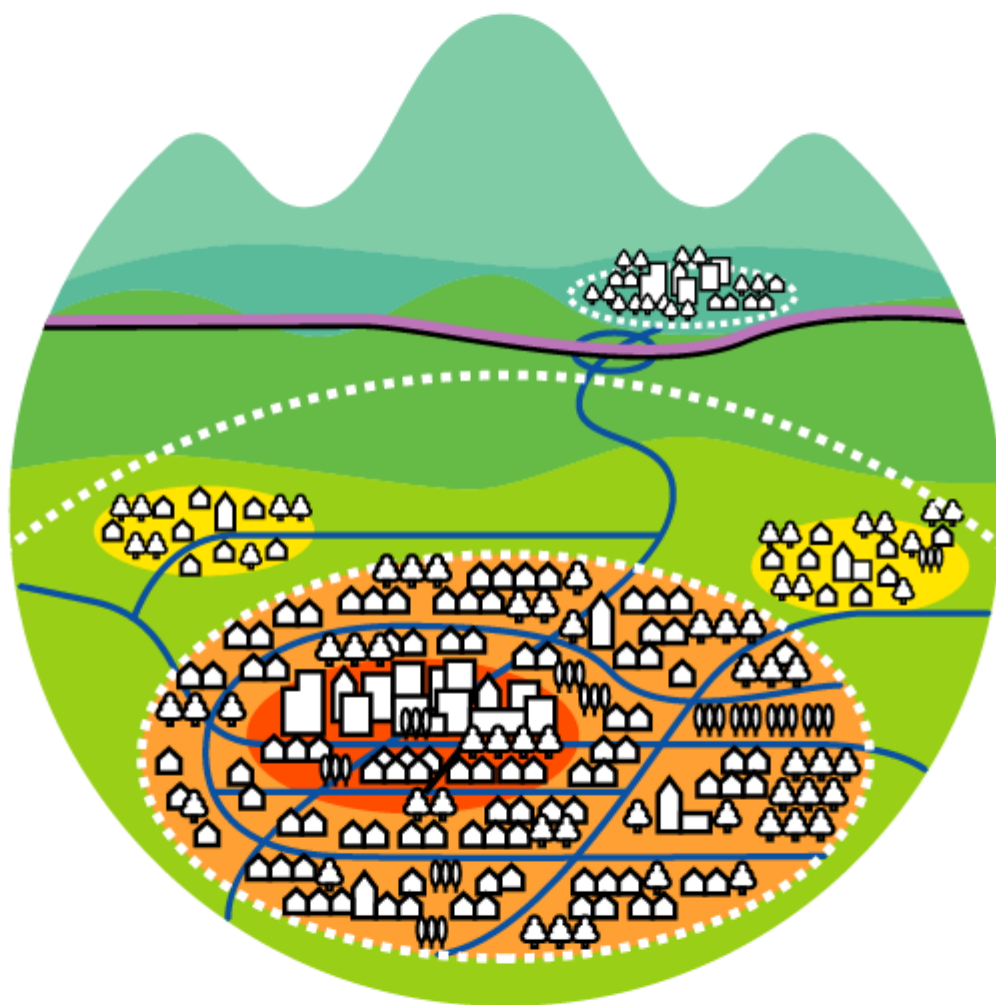


山口県都市計画基本方針 改訂版（案）

—概要版—



平成 27 年 10 月

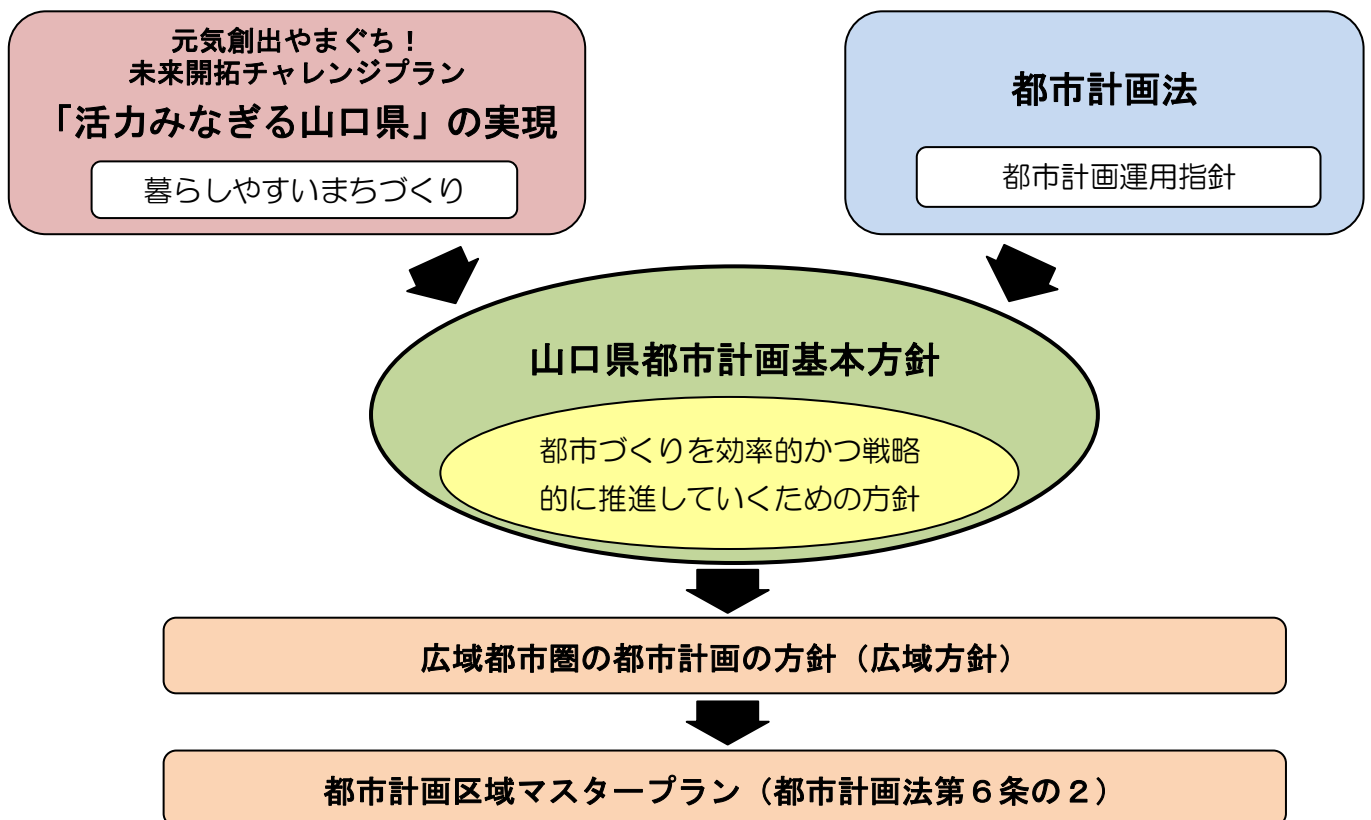
山口県土木建築部都市計画課

第1章 基本方針の概要

【基本方針策定の意義と目的】

山口県では、県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」において重点施策に位置付けている、「暮らしやすいまちづくり」を効率的かつ戦略的に推進していくため、全県的な都市計画、都市づくりの考え方として、「山口県都市計画基本方針」を策定することとしました。

この基本方針を基に広域都市圏ごとの都市計画の方針（広域方針）を定め、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランを策定することとしています。



【基本方針の役割】

県全域の都市計画方針（全県的な都市づくりの方向性）

⇒

第2章

山口県における今後20年間を目標とした都市計画方針を示す「県全域の都市計画方針」を定めます。

都市計画制度の運用方針（新しい都市計画制度運用の考え方）⇒

第3章

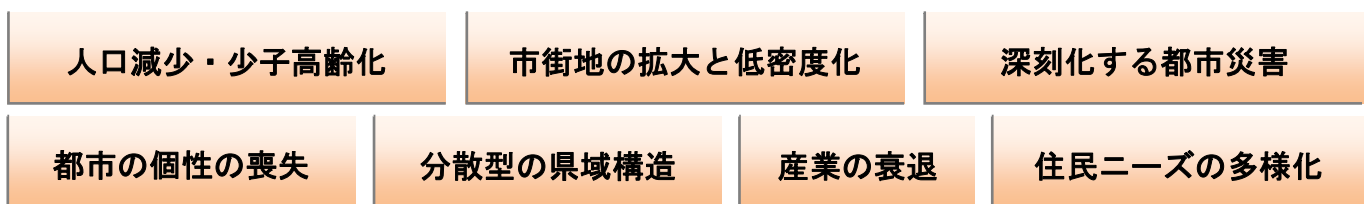
平成12年及び18年の都市計画法改正に伴う新しい都市計画などの運用の考え方を示す「都市計画制度の運用方針」を定めます。

第2章 県全域の都市計画方針

【山口県の現状】

山口県の特性	県内の各都市の状況	山口県の都市計画の現状
◆分散型の県域構造 ◆大都市圏に挟まれた県域 ◆減少が続く県人口 ◆全国や他県を上回る高齢化の進行	◆広域化する都市間交流 ◆商業販売額の減少 ◆空き家の増加	◆18都市計画区域（県人口の約91%） ◆4区域で区域区分（線引き）を指定 ◆道路、下水道の整備率が低水準

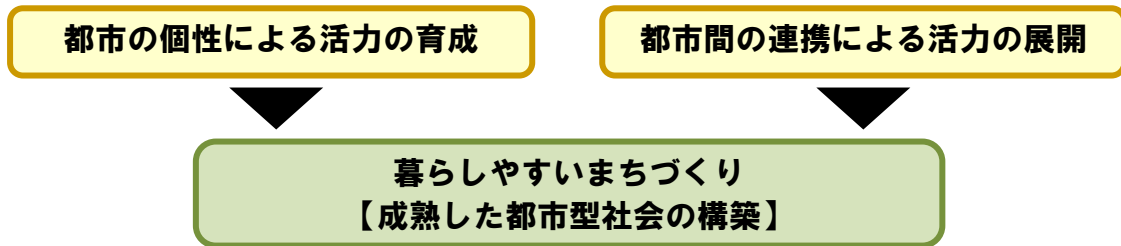
【都市計画の課題】



【都市計画の目標】

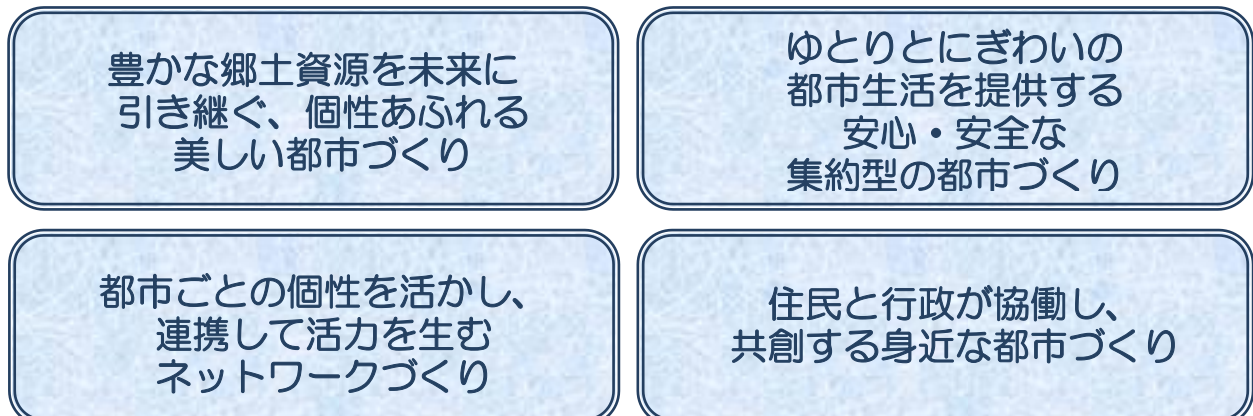
暮らしやすいまちづくり

本県では、「都市型社会」における都市問題を直視し、質的な充実を図りながら、都市の個性が活力を生み、都市間の交流・連携が相互の不足を補う、成熟した都市型社会の構築を目指すことにより、「暮らしやすいまちづくり」を推進します。



都市づくりの基本理念

「暮らしやすいまちづくり」を進めていくため、4つの基本理念を定め、総合的かつ計画的な都市づくりを進めます。

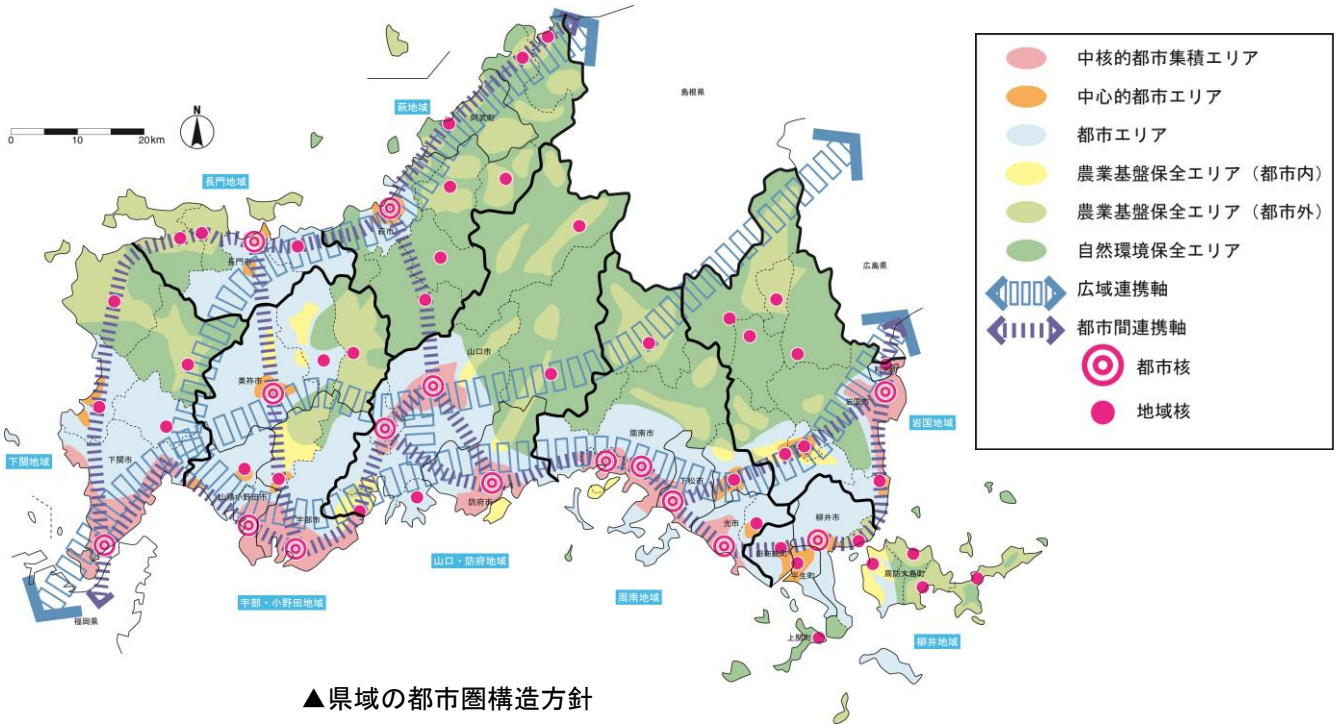


【山口県の都市計画方針】

これからの県土構造のあり方及び土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全、景観形成、都市防災等の各分野に関する都市計画の基本的な考え方を示します。

県域の都市圏構造方針

中規模な都市が分散している県内の都市の状況や都市づくりの基本理念を踏まえ、県内8つの広域都市圏毎に、都市の個性を引き出す美しい都市づくり、都市の活力を持続する機能が集約した都市づくりを進めながら、都市圏間の交流・連携を促進するための都市ネットワークづくりを進めます。



都市の構造方針

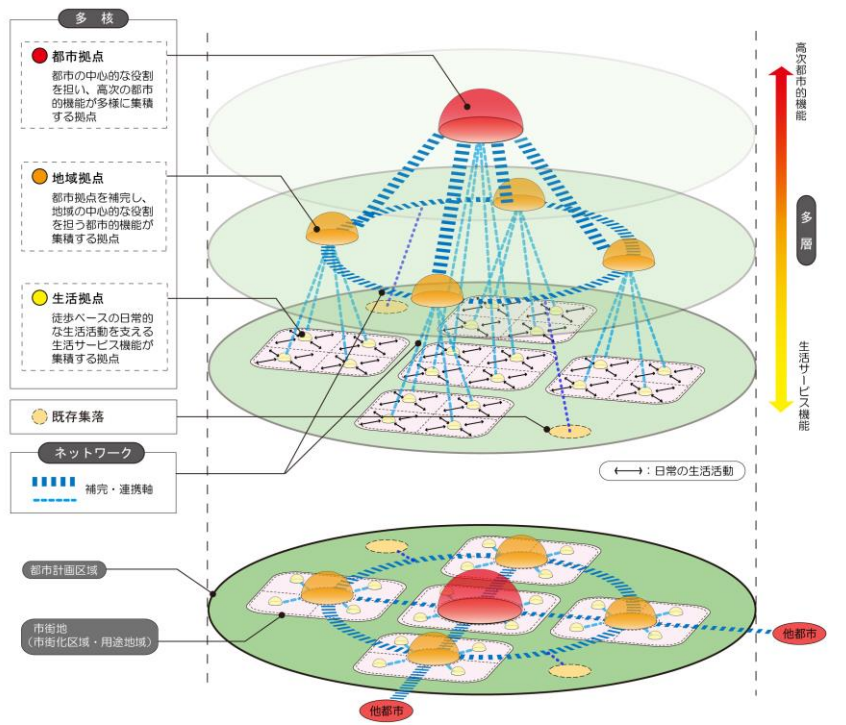
■集約型都市づくりの方向性

一多核多層ネットワーク型コンパクトシティー

「都市」、「地域」、「生活」の3つの拠点（多核）に、都市機能を階層的（多層）に配置し、それぞれの拠点が機能を補完・連携（ネットワーク）しながら、活力ある集約型都市づくりを目指します。

■集約型都市づくりを支える交流・連携ネットワーク

都市間・地域間の連携の強化を進めることにより、都市機能を相互に補完し、効率的な都市サービスを提供するとともに、地域間の様々な交流を促進し、県域全体のにぎわいと活力を創出します。



都市計画区域の構成方針

本県では、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全を行うべき区域として 18 の都市計画区域を指定しています。これらについて、今後の都市化の動向や広域化する都市の一体性などを考慮しながら、必要に応じて再構成を検討します。

土地利用の方針

市街地に内在する防災や環境などの課題に対応しつつ美しい都市づくりを推進するため、区域区分制度の適切な運用、既成市街地や周辺市街地の適正な土地利用誘導、用途地域外や都市計画区域外の土地利用コントロール、地区計画の積極的な活用などにより、地域の自然的環境や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を進めます。

都市施設の方針

集約型都市構造の実現や安心・安全な社会の確立のため、重点投資、コスト縮減を念頭に置き、景観やユニバーサルデザイン、環境負荷の低減などに配慮しながら、街路・公園・下水道など都市基盤施設の効率的な整備を進めます。

市街地開発事業の方針

集約型都市構造の実現には、公共交通の結節点や中心市街地等、拠点となるエリアでの市街地環境の整備や都市機能の集積がこれまで以上に重要となるため、市街地開発事業等による土地の高度利用や適切な土地利用の推進を図ります。

自然的環境の整備または保全の方針

本県の特性である豊かな自然環境を維持し、都市環境の保全・創出を図るため、身近な緑の保全と創造、自然と人とのふれあいの場の確保、自然的環境への負荷の低減に取り組みます。

景観形成の方針

良好な景観により育まれる心の豊かさやふるさとへの愛着心、連帯感を高めるため、地域の美しい景観に対する関心づくり、個性豊かな地域景観づくり、良好な公共空間の形成を進めます。

都市防災の方針

災害に強い都市の形成のため、山口県地域防災計画などとの整合を図りながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災、減災対策を推進します。

都市計画の見直しの考え方

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたものの、その後長期にわたり事業が行われていない都市施設や市街地開発事業について、その必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、必要に応じて見直しを行います。

第3章 都市計画制度の運用方針

都市計画区域の指定や区域区分（線引き）要否の考え方、新しい土地利用制度等の運用の考え方、さらに都市計画区域マスタープランの策定方針や都市計画における住民参加の考え方等について定めます。

都市計画区域の運用方針

- 都市の一体性に対応する都市計画区域の合同・分離の検討の考え方
- 都市化の動向に対応する都市計画区域の変更（拡大・縮小）の検討の考え方
- 都市計画区域の廃止・新たな区域指定の検討の考え方

区域区分制度の適用方針

- 区域区分の適用方針（区域区分の継続、新たな適用）
- 区域区分の変更の方針（区域区分の廃止、市街化区域及び市街化調整区域の編入）

都市計画区域に関するマスタープランの策定方針

- 都市計画区域マスタープランに関する基本的事項
- 都市計画区域マスタープランの策定方法
- 市町村マスタープランの積極的策定

土地利用制度の運用方針

- 用途地域における適切な土地利用の実現
- 用途地域が定められていない区域における都市的土地利用への対応

立地適正化計画の運用方針

- 立地適正化計画の必要性と活用の考え方
- 立地適正化計画への記載内容と策定手続
- 他の計画との関係、県の広域調整

広域調整の運用方針

- 広域調整の必要性
- 立地制限を受ける大規模集客施設
- 山口県広域調整ガイドラインによる円滑な制度運用

都市計画区域外での制度の運用方針

- 準都市計画区域制度の適用の検討
- 都市計画区域外及び準都市計画区域外の建築形態規制の適用の考え方
- 地方公共団体の条例等による対応の考え方

住民が参加できる都市計画の仕組みづくり

- まちづくりの段階に応じた住民と行政の役割分担
- 住民意見の反映の仕組みづくり
- まちづくりリーダーの育成・活用